

役員報酬等の基準（案）

1 役員報酬等に関する規定〔地方独立行政法人法第56条（読替後）〕

公立大学法人の役員に対する報酬及び退職手当は、

- ① 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

2 基本的な考え方

- (1) 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。
(他の公立大学法人の役員報酬等の状況も参考とする。)
- (2) 評価委員会による法人業績評価等を活用し、評価結果を常勤役員の報酬、退職手当に反映する制度（業績反映制度）を法人において検討する。
- (3) 常勤役員の報酬については、(2)の業績反映制度の導入も視野に入れ、年俸制とする。

3 役員報酬の支給基準

■ 常勤役員

(1) 年俸額

- ① 職員（学長、事務局長、副学長）としての推定年額に役員手当相当額を加えた額を年俸額とする。
(年俸額の12月/17月を給料相当額として、5月/17月を期末手当相当額として支給する。)
- ② 役員の経歴等を勘案して、下記の年俸額を変更する必要があると認める場合は、理事長は、経営審議会の議を経て、下記の年俸額を変更して決定することができる。
- ③ 県特別職と同様に給料相当額の5%を減額する。

区 分	年 俸 額	減額後年俸額
理 事 長 (学 長)	1 6, 5 0 0 千円	1 5, 9 1 8 千円
副理事長 (事務局長)	1 2, 0 0 0 千円	1 1, 5 7 6 千円
理 事 (副 学 長)	1 2, 0 0 0 千円	1 1, 5 7 6 千円

(2) 通勤手当

法人職員の例により支給する。

■ 非常勤役員

(1) 報酬額

区 分	日 額
理 事	30,000円
監 事	30,000円

(2) 通勤に要する費用

法人職員の旅費支給の例により支給。

4 退職手当の基準

常勤役員が退職した場合に退職手当を支給する。

(1) 退職手当の額

在職期間1年につき、報酬1ヶ月分（年俸額÷17）相当の退職手当を支給する。

（単位：千円）

区 分	年 俸 額 ① （5%減額前）	1年当たり退職手当額 ①÷17
理 事 長(学 長)	16,500	971
副理事長(事務局長)	12,000	706
理 事(副 学 長)	12,000	706

(2) 退職手当の特例

- ① 役員のうち、県を勸奨又は定年によって退職した者には、退職手当を支給しない。
- ② 法人職員から引き続いて役員になった場合は、役員の在職期間を含めて法人職員の在職期間とみなし、法人職員として退職した場合の額を支給する。（役員在職期間中の貢献度は退職手当の調整額で措置する。）